

高岡市緊急通報装置設置事業及び高岡市高齢者見守りコールセンター
設置運営事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

- (1) 高岡市緊急通報装置設置事業
- (2) 高岡市高齢者見守りコールセンター設置運営事業

2 事業内容

(1) 目的

現在、主にひとり暮らし高齢者を対象に急病等の緊急時に迅速に対応できるよう緊急通報装置の設置業務や見守りコールセンターの運営業務を施行している。近年、高齢者のニーズとして、緊急時や夜間等に対応できるような警備員の駆け付けサービスが求められている。よって、従来の緊急通報装置のサービスとは別に、警備員駆け付けサービスを提供できる業者を新たに選定し業務を委託することで、高齢者が自らに必要なサービスをより幅広く選択可能にすることを目的とする。

このため、本事業を委託するに際して、最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

(2) サービス対象者

高岡市に住所を有する者で、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 寝たきり高齢者又はこれに準ずる者を抱える高齢者のみの世帯

(3) サービス

- ① 緊急通報装置の設置、撤去、保守点検等。

装置の種類

- | | |
|--------------|---------|
| ・主装置 | ・安否確認装置 |
| ・ペンダント型無線送信機 | ・火災警報器 |

- ② 利用者からの通報・相談に対し、365日・24時間体制で専門的知識を有するオペレーターが対応する。

- ③ 利用者に対し、月1回、安否確認のための定時連絡を行う。

- ④ 緊急時の警備員による駆け付け及び現場対応。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

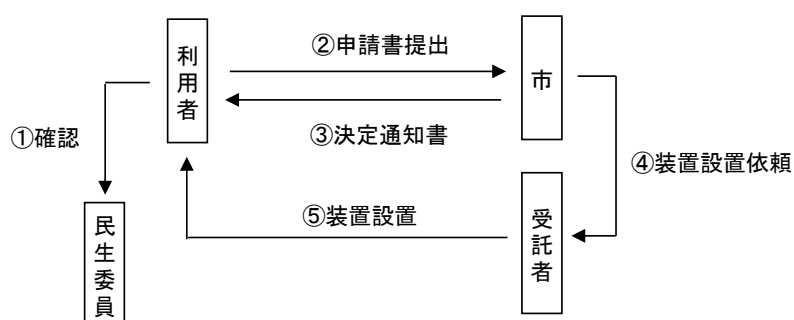
但し、本事業に係る金額について、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、本プロポーザルの結果にかかわらず、契約の締結は行わない。

(5) 料金

- ① 1人当たりの利用料金の上限額は、標準装置とオプション装置をあわせて月額5,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。
- ② 利用料金のうち一部を利用者負担金として設定し、受託者は利用者から当該費用を徴収するものとする。当該費用を控除後の金額を、委託料として市が受託者に支払う。なお、利用者が負担すべき金額については、業者選定後の契約交渉時に協議して定める。（利用料金の2割程度を予定）
- ③ 上記の他に料金が発生する場合は、受託者負担とする。

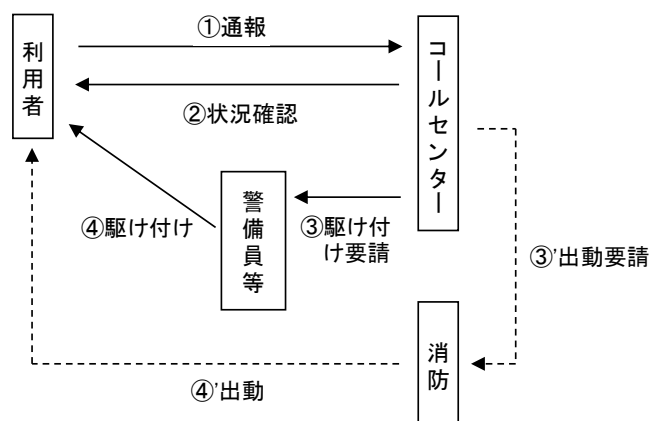
3 事業の流れ

(1) 申請～装置の設置



- ① 利用者は、市に申請書を提出する前に、民生委員から確認をもらう。（利用についての意見を記載してもらう）
- ② 利用者は、市に申請書を提出する。このとき、制度について市から利用者に説明を行う。
- ③ 市は、申請書の内容を審査し、利用の決定をしたときは、利用者に決定通知書を郵送する。
- ④ 市は、受託者に新規利用者の情報を提供し、装置の設置依頼を行う。
- ⑤ 受託者は、利用者と日程調整のうえ、装置の設置工事を行うとともに、装置の使用方法の指導を行う。

(2) 通報の対応



- ① 利用者からの通報をコールセンターが受信する。
- ② オペレーターは、利用者の状況を確認する。
- ③ 駆け付けが必要な場合は、警備員等に駆け付けの要請を行う。(実線)
- ③' 緊急性を要する場合は、あわせて消防に連絡し、出動の要請を行う。(破線)
- ④ 警備員等は、利用者宅に駆け付け、現場対応を行う。(実線)
- ④' 消防は、利用者宅に出動し、病院に搬送する。(破線)

4 参加資格

次に掲げる条件のうち、(1)を満たし、(2)の欠格条項に該当しないこと。

- (1) 別紙仕様書の内容を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 欠格条項
 - ① 高岡市から競争入札参加資格者指名停止措置を受けている者
 - ② 法人税及び消費税等納付すべき税を滞納している者

5 スケジュール (予定)

日程	内容
公告日～ 令和5年1月31日(火)	参加申込書受付
公告日～ 令和5年1月18日(水)	質問書受付
令和5年1月25日(水)	質問書への回答
令和5年2月3日(金)	参加資格審査結果通知
令和5年2月3日(金) ～ 令和5年2月15日(水)	企画提案書受付
令和5年2月21日(火)	選考会(プレゼンテーション)
令和5年2月27日(月)	選考結果通知
令和5年4月1日(土)	契約締結・事業開始

6 実施要領・様式等について

高岡市ホームページよりダウンロードすること。

(URL : <https://www.city.takaoka.toyama.jp>)

7 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、期限までに以下の書類を提出すること。

	提出書類	様式番号
①	参加申込書	様式 1
②	企業概要	様式 2
③	登記事項証明書 (発行年月日が提出の直前3ヶ月以内のもの。 現在事項証明書、履歴事項証明書いずれも可)	—
④	納税証明書 (「法人税」、「法人事業税」、「法人都道府県民税」、「法人市 町村民税」、「消費税及地方消費税」について、未納の税額 がないことの証明。写しの提出を可とする。)	—
⑤	オペレーターの有する資格・免許の証明書の写し	—
⑥	プライバシーマークの使用許諾証の写し	—
⑦	暴力団等の排除に関する誓約書	様式 3

(2) 受付期間

公告日から令和5年1月31日(火)まで

(3) 提出先

後述(本要領の最下部に記載)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用すること。)

また、応募に関する費用は、事業者が負担する。

(5) 提出部数(①と②を両方提出すること)

① 紙媒体 正本1部、副本5部 合計6部

※提出の際は、1部ずつフラットファイルA4-Sに綴じること。

② 電子媒体 PDF形式の電子データを格納したCD-R1枚

(6) 参加資格審査結果の通知

令和5年2月3日(金)までに書面(普通郵便)及び電子メールで結果を通知する。

なお、参加資格を満たさないと通知を受けた者は、その日から5日以内に書面(任意様式)により説明を求められることができる。この場合、請求者に書面で回答する。

8 質問と回答について

(1) 方法

質問・回答については、原則として文書によってのみ行い、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問は設定された期間内にのみ行うこと。

(2) 提出書類

様式 4

(3) 受付期間

公告日から令和5年1月18日(水)まで

(4) 提出方法

電子メール（件名「プロポーザル参加表明に関する質問」）

※受信確認後、担当部署から受信確認の電子メールを返信する。

(5) 提出先

後述（本要領の最下部に記載）

(6) 回答方法

電子メールで質問者に対して回答するほか、高岡市ホームページでも公表する。

(7) 回答日

令和5年1月25日（水）

9 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を満たした者は、期限までに次の書類を提出すること。

	提出書類	様式番号
①	企画提案書（表紙）	様式5
②	企画提案書（詳細） A4判片面20枚以内とする。	任意様式
③	見積書	任意様式

(2) 受付期間

令和5年2月3日（金）～令和5年2月15日（水）

(3) 提出先

後述（本要領の最下部に記載）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用すること。）

(5) 提出部数（①と②を両方提出すること）

① 紙媒体…正本1部、副本5部 合計6部

※提出の際は、1部ずつフラットファイルA4-Sに綴じること。

② 電子媒体…PDF形式の電子データを格納したCD-R1枚

(6) 留意事項

① 本市が追加資料の提出依頼を行った場合は、速やかに提出すること。

② 提案事項について、指定したページ数を超過した提案があった場合、超過したページは提案として認めないものとする。

③ 原則A4判とするが、図表等はA3判も使用可とする。なお、A3判片面1枚はA4判片面2枚としてカウントする。

10 審査及び選定

(1) 選考会（プレゼンテーション）について

① 実施日時

令和5年2月21日（火）午後2時00分から【予定】

※参加資格者に正式な日時を別途通知する。

② 実施場所

高岡市役所【予定】

※参加資格者に正式な場所を別途通知する。

③ 参加人数

3人以内

④ 次第

ア 注意事項説明（5分）

イ 発表（15分）＋ 質疑応答（10分）

ウ 採点（5分）

エ 全事業者の採点が終了するまでイ～ウを繰り返す

オ 得点集計（10分）

カ 業者決定、選考会終了

(2) 審査方法

① 本事業に関する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を別表の配点表に基づき評価する。各委員の持ち点（最高100点）の合計を評価点（最高500点）とする。最も評価点の高い事業者を優先候補者として選定し、次点の事業者を次点候補者として選定する。

② 評価点と同点の場合は、提案のあった見積額が最も低い事業者を優先候補者とし、見積額でも同一の場合は、出席した選定委員の過半数で決するところにより選定する。

③ 最低基準点を最高評価点の6割(300点)とし、評価点が最低基準点を下回った場合は選外とする。また、提案する事業者が複数いなかった場合でも、選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たした場合には、優先候補者として選定する。

④ 選考会当日の追加資料の配布は認めない。

⑤ 選定委員会は、非公開とする。

別表 配点表

	評価項目	配点
①	緊急通報業務における実績について	10
②	主装置やペンダント型無線送信機の性能について (安全性、機能性、高齢者でも操作しやすい等)	10
③	その他の装置の性能について	10
④	装置の取付工事や故障対応について	10
⑤	警備員の駆け付けサービスについて	20
⑥	コールセンターの体制及び通報対応について (オペレーターの人員と質、対応時間、関係機関との連携体制等)	20
⑦	月1回の安否確認について (実施時間帯、所要時間、質問事項等)	10
⑧	災害時のセンターの対応について (利用者の安否確認、関係機関との連携、バックアップセンターの稼働等)	10
合計		100

(3) 選考結果の通知

優先候補者が決定した後、提案を行った事業者に書面（普通郵便）及び電子メールで審査結果を通知するとともに、高岡市ホームページに掲載する。

11 契約締結

優先候補者として選定した事業者と契約交渉を行い、見積書を徴収したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。契約交渉の結果、優先候補者と契約を締結できない場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

また、契約に際しては、「高岡市緊急通報装置設置事業」と「高岡市高齢者見守りコールセンター設置運営事業」について、それぞれ業務委託契約を締結することとする。

但し、本事業に係る金額について、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、本プロポーザルの結果にかかわらず、契約の締結は行わない。

12 失格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、その事業者は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ④ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑤ 企画提案書の見積額が上限額を超過した場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 本プロポーザルを辞退するときは、辞退届（様式6）を提出すること。なお、辞退した事業者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

13 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、開示することがある。なお、開示する場合には、事前に提出した事業者の同意を得るものとする。
- (3) 企画提案書は、審査以外の目的で、提出した事業者に無断で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書の著作権は作成した事業者に帰属するが、本プロポーザルの実施上、本市が必要と認める場合には、あらかじめ事業者に通知を行うことにより、その一部又は全部を無償で使用することができる。
- (5) 所定の期間外での提出書類の変更、追加、再提出は認めない。ただし、誤字の修正等はこの限りではない。
- (6) プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは本市が準備する。パソコンその他必要な機器は事業者が用意すること。
- (7) 提出期限までに提出物が提出されなかった場合、その事業者は応募を辞退したものとみなす。

14 書類提出先、連絡先

高岡市役所福祉保健部高齢介護課高齢福祉係（担当：鍵主・川原）

〒933-8601 高岡市広小路7番50号

TEL：0766-20-1372 FAX：0766-20-1364

メールアドレス：kaigo@city.takaoka.lg.jp